

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>